

広第707号  
令和3年9月1日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察ホームページ管理運用要領の制定について（通達）

当県警察におけるホームページの運用については、「岐阜県警察ホームページ運用要領」（平成14年1月28日付け総第102号。以下「旧要領」という。）により実施しているところであるが、この度、新たに別添「岐阜県警察ホームページ管理運用要領」を制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は廃止する。

## 別添

### 岐阜県警察ホームページ管理運用要領

#### 第1 目的

この要領は、当県警察におけるホームページ（以下「ホームページ」という。）の管理及び運用について必要な事項を定め、適正かつ効果的な広報活動を推進することを目的とする。

#### 第2 準拠

ホームページを運用するに当たっては、岐阜県警察の広報に関する訓令（平成9年岐阜県警察訓令第9号。以下「訓令」という。）及び「岐阜県警察の広報に関する訓令の解釈及び運用方針について」（平成16年4月1日付け広第1号）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

#### 第3 管理方法

- 1 ホームページのトップページについては、総務室広報県民課にて管理するものとする。
- 2 各所属が発信するコンテンツ（ホームページ上において取り扱われる文章、写真、イラスト等を内容とする一連の伝達情報をいう。以下同じ。）については、当該コンテンツを発信する所属で管理するものとする。

#### 第4 運用体制

##### 1 運用管理者

- (1) 警察本部に運用管理者を置き、総務室広報県民課長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、ホームページの適正な管理及び運用を総括するものとする。

##### 2 コンテンツ管理者

- (1) 各所属にコンテンツ管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) コンテンツ管理者は、自所属から発信するコンテンツを適切に管理し、適時にホームページによる情報発信を行うものとする。

##### 3 広報事務担当者

訓令第8条第2項に規定する広報事務担当者は、「岐阜県公式ホームページ管理システム」（以下「管理システム」という。）に係るログインID（アクセス権者を識別するためにアクセス権者ごとに一意に付与された文字列をいう。）及びパスワード（管理システムを利用しようとする者がアクセス権者本人であるか否かを検証するために用いられる文字列をいう。）を適切に管理するものとする。

#### 第5 運用方法

- 1 ホームページについては、当県が運用する管理システムを利用して運用

するものとする。

- 2 ホームページに掲載するコンテンツの作成、追加、更新及び削除は、コンテンツを管理する所属において行うものとする。
- 3 運用管理者は、ホームページに掲載することが必要な情報を認めた場合、関係するコンテンツ管理者に対し、当該情報に係るホームページの作成を依頼することができる。
- 4 運用管理者は、ホームページ利用者に誤解を与えるような不適切な情報を認めた場合、関係するコンテンツ管理者に対し、修正、公開の停止又は削除を指示するものとする。この場合において、緊急を要すると判断したときは、運用管理者は、その情報の修正、公開の停止又は削除を行うことができる。

#### 第6 掲載内容の更新

コンテンツ管理者は、ホームページに掲載するコンテンツについて、年1回以上、内容の見直しを行い、必要に応じて更新を行う。

#### 第7 留意事項

ホームページへの情報の掲載に当たっては、個人情報の保護及び知的所有権の侵害に留意するものとする。

また、ホームページの運用に当たっては、岐阜県警察情報セキュリティポリシー及び関係規程に基づき、適正に取り扱うとともに、外部に情報が流出しないよう万全を期すものとする。

附 則（令和3年9月1日付け広第707号）

この要領は、令和3年9月1日から施行する。